

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1 避難路沿道等に面している危険なブロック塀等の地震に対する安全性を向上させ、震災に強いまちづくりを推進するため、危険なブロック塀等の安全確保対策に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内に存在する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (2) 避難路沿道等 避難路（大船渡市耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。）の沿道又は避難地（大船渡市地域防災計画に位置付けた避難地（学校施設を除く。）をいう。）に隣接する敷地をいう。
- (3) 安全確保対策 避難路沿道等に面している危険なブロック塀等に対して行う耐震診断及び耐震改修工事をいう。
- (4) 耐震診断 一級建築士、二級建築士又はブロック塀診断士が、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会編集）に掲げる「耐震診断基準」に基づき、ブロック塀等の耐震性能を評価することをいう。
- (5) 耐震改修工事 ブロック塀等の耐震性能の向上を目的として、現行の建築基準法令の耐震関係規定（以下「現行法令」という。）に適合するように行う補強、補修、改築又は除却の工事をいう。

(補助対象建築物)

第3 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長が定める方法により自己点検を実施した結果、耐震性が不十分であると判断されたもの
- (2) 避難路沿道等に面しているものであって、地面からの高さが1メートル（擁壁上にあるものにあつては、高さが0.6メートル）以上のもの
- (3) 建築基準法令に違反していないもの
- (4) 国、県又は市が実施する他の補助金の交付を受けていないもの

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は管理者で、当該補助対象建築物について安全確保対策を行うもの。ただし、管理者にあつては、安全確保対策を行うことについて所有者の同意を得ている者に限る。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) その他補助金を交付することが適当であると市長が認める者
(補助対象行為)

第5 補助金の交付の対象となる安全確保対策(以下「補助対象行為」という。)は、次に掲げる安全確保対策とする。ただし、補助対象建築物の全部が現行法令に適合するように行われ、かつ、着手した年度内に全てを完了するものでなければならない。

- (1) 補助対象建築物の全部を除却するもの
- (2) 補助対象建築物の全部を除却した後に現行法令に適合した塀を新設するもの
- (3) 補助対象建築物を補強し、若しくは補修するもの又は補助対象建築物の一部を除却するもの
- (4) 補助対象建築物の地上部を一時的に解体し、基礎等を新設して元の壁体を復旧するもの
- (5) 補助対象建築物の地上部を解体し、補強措置を講じた後、解体した既存材を再利用して壁体を復旧するもの
- (6) 補助対象建築物の耐震診断を行った結果、現行法令に適合し安全であることが確認できたため、耐震改修工事を行わなかったもの

2 前項第3号から第5号までに掲げるものにあつては、耐震診断の結果、耐震改修工事を行うことが適当と認められたものに限り、補助金の交付の対象とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震診断に要する費用
- (2) 耐震改修工事に要する費用(設計費及び工事監理費を含む。)

2 補助金額は、補助対象経費の3分の2に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 第5第1項第1号から第5号までに掲げるもの 30万円又は補助対象建築物の長さ1メートルにつき8万円を乗じて得た額のいずれか低い金額
- (2) 第5第1項第6号に掲げるもの 3万円

(補助金の交付の申請)

第7 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付決定(変更)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第6条第1項に規定するもののほか、補助金の交付について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9 規則第8条第1項の市長が定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助事業の着手)

第10 第8の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに補助事業に着手するものとする。

(変更等の承認)

第11 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(中間報告等)

第12 補助事業者は、第5第1項第3号から第5号までに掲げる安全確保対策を行う場合において、耐震診断を行ったときは、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金中間報告書兼耐震改修工事着手承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、速やかに市長に報告し、耐震改修工事を行うことについて承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対し、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金耐震改修工事着手承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに耐震改修工事に着手するものとする。

(検査)

第13 市長は、補助事業が適正になされているかを確認するために必要があると認めるときは、補助事業者へ通知の上、その敷地内に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による検査を行った結果、補助事業が適正に行われていないと認める場合は、補助事業が適正に行われるよう補助事業者へ指示することができる。この場合において、補助事業者が指示に従わないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了報告)

第14 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金完了報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第15 市長は、第14の規定による完了の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16 補助事業者は、第15の規定による通知を受けたときは、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付する。

(指導及び助言)

第17 市長は、ブロック塀等の耐震性及び安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(調査に対する協力)

第18 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

(業務の委託)

第19 市長は、この要綱に定める業務の一部を委託することができる。

(補則)

第20 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所
ふりがな
 氏名
 電話

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付申請書

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金の交付を受けたいので、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

所在地	大船渡市 町			
避難路沿道等の種類				
ブロック塀等	確認申請年月日	年 月 日 第 号 ※確認済証、検査済証等がある場合に記入してください。		
	築造年月日	年 月 日		
	対象延長	避難路沿道に面した部分	避難地に面した部分	合計
		m	m	m
種類	補強コンクリートブロック造・組積造（ ） その他（ ）			
補助対象経費（税込み）	円	補助金交付申請額	円	
安全確保対策	事業内容（具体的に記入）			
	予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	診断・設計者氏名・住所	一級・二級 建築士 第 号・ブロック塀診断士		
	連絡先	電話番号（ ）		
	施工者名称・代表者名	電話番号（ ）		
添付書類	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の付近見取図、現況の配置図、平面図、立面図等 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の築造年月日が確認できる書類（確認済証、検査済証、築造当時の写真等） <input type="checkbox"/> ブロック塀等の現況写真（対象物の状況が分かるもの） <input type="checkbox"/> 自己点検結果を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 耐震診断を行う者の資格を証明する書類（耐震診断を行う場合のみ） <input type="checkbox"/> 計画予定図（工法や改修方法等が確認できるもの。改築の場合はその計画図） <input type="checkbox"/> 耐震診断・耐震改修工事に要する費用の見積書 <input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
※市記入欄				

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付決定（変更）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金について、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり交付することに決定（変更）したので通知します。

記

1 事業内容

2 交付決定額 金 円

3 条件

- ・この通知の受領後、速やかに補助事業に着手すること。
- ・大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第5第1項第3号から第5号までに掲げる安全確保対策を行う場合は、耐震診断の終了後、速やかにその結果を市長に報告し、市長の承認を受けてから耐震改修工事に着手すること。
- ・補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- ・補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- ・補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- ・補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。
- ・その他（ ）

年 月 日

大船渡市長 様

住所
ふりがな
氏名
電話

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更等の内容

年 月 日

大船渡市長 様

住所
ふりがな
氏名
電話

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金中間報告書兼耐震改修工事着手承認申請書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金について、耐震診断を行ったので、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第12第1項の規定により報告し、耐震改修工事を行うことについて承認を求めます。

記

1 事業の内容

2 添付書類

- (1) 耐震診断書
- (2) 耐震改修計画書
- (3) その他

様式第 5 号（第12関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金耐震改修工事着手承認通知書

年 月 日付けで中間報告のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金について、耐震改修工事を行うことが適当と認められますので、工事の着手を承認します。

記

工事着手についての条件

年 月 日

大船渡市長 様

住所
ふりがな
氏名
電話

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金完了報告書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業が完了しましたので、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第14の規定により、関係書類を添えて報告します。

所在地	
事業内容 (具体的に記入)	
交付決定金額	円
補助事業に 要した経費	円 (耐震診断)
	円 (耐震改修工事)
添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震診断書 <input type="checkbox"/> 請求書又は領収書 (写し) <input type="checkbox"/> 調査状況写真 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 請求書又は領収書 (写し) <input type="checkbox"/> 工事施工中及び工事完了後の写真 <input type="checkbox"/> 完成図 (工法や改修方法等の詳細が確認できるもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

様式第7号（第15関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金について、補助金の交付額が確定したので、大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第15の規定により、下記のとおり通知します。

記
補助金交付額 金 円

年 月 日

大船渡市長 様

住所
ふりがな
氏名
電話

印

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付請求書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の
通知のあった大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金について、大船渡
市ブロック塀等安全確保対策事業補助金交付要綱第16第1項の規定により、下
記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

ふりがな			
口座名義人氏名			
金融機関名		支店名	
種別	普通・当座	口座番号	

※振込先は申請者名義の口座に限ります。